

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
<b>2. 人権が尊重される社会の形成</b>					
<b>(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組</b>					
<b>① 配偶者等からの暴力の防止</b>					
<b>ア. 被害者等への支援</b>					
107	配偶者暴力相談支援センター機能の充実（ウイメンズプラザ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合相談 ウイメンズプラザを配偶者暴力に関する総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら、被害者・関係者からの相談に対応し、被害者の状況に応じた助言と情報提供を行います。</li> <li>特別相談               <ul style="list-style-type: none"> <li>①法律相談 配偶者暴力被害などで法的な問題について、弁護士による面接相談を行います。</li> <li>②精神科医師による相談 配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的として、面接相談を行います。</li> </ul> </li> <li>被害者自立支援講座 配偶者暴力被害者の自立促進援助を目的に、心理的サポートと自立支援情報の提供を行う講座を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開設時間 9:00～21:00（除く年末年始）</li> <li>法律相談 週2回</li> <li>精神科医師による相談 週2回</li> </ul>	生活文化局	
108	(女性相談センター)	女性相談センター	一時保護等に関する相談を実施します。また、緊急の保護を必要とする女性被害者等の一時保護等を行います。	女性相談センター（多摩支所を含む）の運営	福祉保健局
109	配偶者暴力対策基本計画の策定及び推進（平成20年度新規事業）	女性相談センター等に婦人相談員を配置し、日常生活上の問題や悩みについての相談に応じ、必要な援助を行います。（再掲）	女性相談センター（多摩支所を含む）の運営 (No.107参照)	女性相談センター（多摩支所を含む）の運営	福祉保健局
☆	☆	東京都配偶者暴力対策基本計画 平成19年度の配偶者暴力防止法の改正を踏まえ、配偶者暴力対策基本計画を改定します。また、配偶者暴力対策ネットワーク会議において計画の進捗状況の確認及び推進について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画審議会の答申等を踏まえた基本計画の改定</li> <li>基本計画の作成、配布 作成部数 1,600部 配布先 庁内、区市町村等関係機関</li> </ul>	生活文化局	

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
110	配偶者暴力被害者支援基本プログラムの作成及び活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者支援基本プログラム 相談から自立にいたる段階に応じた関係機関の機能や役割を体系的に示し、被害者の状況や意思に基づいた適切な支援を行うためにプログラムを作成し、その活用を図ります。</li> <li>子供のケアプログラム 関係機関が共通の認識を持って被害者やその子供と対応するために、子供のケアに関する体系的なプログラムを作成し、その活用を図ります。</li> </ul>	平成22年度に作成したプログラム改定版の区市町村等関係機関への配布と活用促進	生活文化局	
111 ☆	区市町村に向けた「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の作成及び活用 (平成21年度新規事業)	区市町村における支援センター機能整備に役立つよう、支援センター機能や地域連携のあり方及び都との役割分担等について「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」を作成し、その活用を図ります。	区市町村等関係機関への配布と研修等における活用促進	生活文化局	
112 ☆	若年層向け啓発事業の推進 (平成21年度新規事業)	若年層に向けて、交際相手など親密な関係にある相手からの暴力についての相談機関を周知する等、啓発資料を作成し、配付します。	相談窓口PRカードを関係機関に引き続き配布 効果的な配布方法の検討と配布先の開拓	生活文化局	
113	配偶者からの暴力への対応	生活安全相談センター及び各警察署において、配偶者からの各種暴力事案に係る相談に対応します。	通常業務を通して実施	警視庁	
114	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策等	<p>被害防止措置 配偶者暴力防止法に基づき、暴力の制止その他の被害の発生を防止するための被害防止措置及び関係機関・団体との相互連携協力を行います。</p> <p>警察署長等の援助 法令に基づき、被害者から警察署長等に対し、被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出を受け、申出が相当であると認めるときは、被害者自らが行う安全確保等を教示するとともに、被害者の住居を知られないようにするなど、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行います。</p> <p>保護命令違反の取締り 配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の取締りを行います。</p>	通常業務を通して実施  通常業務を通して実施  通常業務を通して実施	警視庁	
<b>イ. 自立生活再建のための支援</b>					
115	子どもに対する講座の実施	配偶者暴力のある家庭の子どもを対象に、心の傷の回復を支援するための、遊びを通じた精神的なケアを図る講座を実施します。	月1～2回 定員15人程度	生活文化局	

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
116	自立生活スタート支援事業	様々な困難に直面している施設利用者の新生活へのチャレンジを支援するため、相談対応・情報提供を行うとともに、現行制度の利用が困難な方へ、転居資金（敷金・礼金等）、就職支度金、技能習得資金の貸付を行います。	転居資金、就職支度金、技能習得資金の貸付 150件		福祉保健局
117	都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	単身被害者の都営住宅への入居を実施します。  ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集に当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設おける向け特別割当てを行います。20歳未満の子どものいる被害者をひとり親世帯とみなします。（再掲）  住宅に困窮する事情が多様化している現状を踏まえ、配偶者暴力被害等により従前の住居に居住することが困難となった世帯に対する優先入居を実施します。	年4回募集 （2月、5月、8月、11月）  （No. 84参照）  年2回募集（5月、11月） 当選率が一般の世帯に比べて5倍程度になる優遇抽選を行います。		都市整備局
118	I Tボランティア講座	被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、民間ボランティア等と連携し、I T講座を実施します。	パソコン講座 月2回 定員5～10人程度		生活文化局
119	しごとセンターにおける支援	一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど、就職活動を支援します。  被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修を実施します。	しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援		産業労働局
120	母子自立支援員の活動	母子家庭及び専業主婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。（再掲）	（No. 77参照）		福祉保健局
121	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。（再掲）	（No. 82参照）		産業労働局
122	ひとり親家庭支援センター事業	都が指定する母子家庭等就業・自立支援センターにより、ひとり親家庭およびその関係者に対し、生活相談、養育費相談、就職情報の提供、自立促進講習会などの各種支援策を実施します。（再掲）	（No. 73参照）		福祉保健局
123	ひとり親家庭生活支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する相談事業や資格取得支援など、各種事業への補助を行います。（再掲）	（No. 74参照）		福祉保健局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
124	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。(再掲)	(No. 76参照)		福祉保健局
125	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。(再掲)	(No. 78参照)		福祉保健局
126	児童扶養手当・児童育成手当の支給	ひとり親家庭に対する児童扶養手当又は児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。(再掲)	(No. 79参照)		福祉保健局
127	母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。(再掲)	(No. 80参照)		福祉保健局
128	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。(再掲)	(No. 75参照)		福祉保健局
129 ☆	高等技能訓練促進費等事業費の補助 (平成22年度新規事業)	国家資格取得に関わる養成機関へ通学する母子家庭の母に訓練促進費を支給する事業を行う区市に対して費用の一部を補助します。(再掲)	(No. 81参照)		福祉保健局
<b>ウ. 普及・啓発</b>					
130	講演会等の開催	配偶者暴力の防止に向け、配偶者暴力に関する正しい知識、理解の促進のため、講演会等を実施します。	配偶者暴力防止講演会の開催	年1回	生活文化局
131	啓発用パンフレット等の作成・配布	配偶者暴力防止に関するパンフレット等を広く都民や関係機関等に配布し、暴力に対する理解を促します。	「配偶者からの暴力で悩んでいませんか」の配布 ・国等作成のパンフレット等を配布		生活文化局
<b>エ. 人材の育成・連携の強化</b>					
132	職務関係者研修	配偶者暴力被害者とかかわりのある関係機関(保健、医療、福祉、警察、学校等)の職員に対して、配偶者暴力の実態、法制度、支援に必要な情報・技術(二次被害の防止を含みます。)を提供します。		年7回	生活文化局
133	民間人材の養成	民間団体とも協力して、民間団体の活動に有用であるボランティア等の人材を養成し、活用できる仕組みづくりを進めます。	・外国籍DV被害者支援に向け、通訳者研修を実施 (年1回) ・研修を修了し、東京ウィメンズプラザに名簿登録した方の活動支援を実施		生活文化局
134	配偶者暴力対策ネットワーク会議の設置・運営	都、区市町村、警察等関係機関の連携強化を図り、配偶者暴力対策を総合的に推進するため、都における広域連携ネットワークを構築します。	・配偶者暴力対策ネットワーク会議 ・推進部会 ・連携部会 ・研修会	年3回 年4回 年4回 年1回	生活文化局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
135	区市町村地域連携モデル事業	区市町村を中心とした支援体制を構築するため、配偶者暴力相談支援機能の充実、地域のネットワークづくりのための支援事業を試行します。	平成20年度終了 (平成19～20年度の2年間)		生活文化局
136 ☆	区市町村支援事業 (平成21年度新規事業)	区市町村配偶者暴力被害者支援基本計画等の策定や、関係機関の連携体制の構築等に向けた取組を支援する事業を行います。	・コーディネート研修の実施 年2回 ・区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の運営		生活文化局
137	DV防止等民間活動助成事業	民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、民間の活動を支援します。	・アドバイザー派遣 ・民間被害者支援施設の基盤の強化・充実 ・活動支援		生活文化局
138	調査・研究	都における相談事例の分析など、配偶者暴力の被害や自立支援に関する実態把握に努めていきます。	相談統計システムを活用し相談内容の分析を行う		生活文化局
<b>② 性暴力・ストーカー等の防止</b>					
<b>ア. 被害者等への支援</b>					
139	相談・一時保護	ウイメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲)	ウイメンズプラザの運営 (No.108参照) 女性相談センター(多摩支所を含む)の運営 (No.107参照)		生活文化局 福祉保健局
140	来日外国人女性緊急保護事業の補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実に努めるため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。	緊急保護施設 1 か所		福祉保健局
141	女性に対する相談体制の充実	鉄道警察隊分駐所に痴漢被害相談所を設置し、また、女性警察官が配置されている交番に女性の安全相談所を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実に努めます。	鉄道警察隊分駐所に「痴漢被害相談所」を開設(4カ所)、9 7 票 9 7 交番に「女性の安全相談所」を開設し、女性警察官が対応		警視庁
142	情報提供、相談、カウンセリング機能の充実	「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実に努めます。「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行います。	・「被害者の手引き」 10,000部 (身体犯用) ・英語版「被害者の手引き」 3,400部 (身体犯用) ・ハングル語版「被害者の手引き」 3,000部 (身体犯用) ・中国語版「被害者の手引き」 3,000部 (身体犯用)		警視庁
143	性犯罪被害者に対する支援	性犯罪被害者の治療等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	通常業務を通して実施		警視庁
144	性犯罪被害者への配慮	女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしています。	性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充 性犯罪捜査員以外の者に対する指導・教育の実施 捜査資器材の整備		警視庁

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
145	性暴力、性犯罪への対応と取締まり強化	捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。 「犯罪被害者支援推進月間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図ります。 児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締体制の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。	・性犯罪捜査員の積極的活用 ・性犯罪対策の効果的推進		警視庁
146	公益社団法人被害者支援都民センターと協働した被害者等への支援 (平成22年度新規事業)	民間団体と協働して犯罪被害者のための東京都総合相談窓口を設置し、電話等相談、面接相談、直接的支援等を行います。	受付日時 月・木・金 9:30~17:30 火・水 9:30~19:00 (祝日・年末年始除く)		総務局
<b>③ セクシュアル・ハラスメントの防止</b>					
<b>ア. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策</b>					
147	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	・会議の開催 年4回 ・セクシュアルハラスメント対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行う。		総務局
148	セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局で実施		各局
149	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	講師養成研修「男女平等推進科」 セクシュアル・ハラスメント相談員及び局の人権・セクハラ研修の講師を対象に男女平等参画についての研修を行います。 講師養成研修「人権・同和問題科」 管理職及び管理職候補者を対象にセクシュアル・ハラスメントに関する研修を行います。 職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	講師養成研修「男女平等推進科」は、平成22年度より廃止 講師養成研修「人権・同和問題科(基礎)」に統合 対象者 管理職及び管理職候補者 年2回開催 合計140名 各局で実施 ・教育管理職候補者研修 459名 年2回開催 ・初任者等研修 725名 年1回開催 ・10年経験者研修 1,073名 年1回開催		総務局 各局 教育庁
<b>イ. 相談・普及啓発</b>					
150	セクシュアル・ハラスメント防止に関する労働相談等	労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あつせんを行います。	労働相談などに対応 (No.9一部参照)		産業労働局

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定 事業規模		所管局
			事業規模		
(2)	生涯を通じた男女の健康支援				
ア.	母子保健医療体制の整備及び相談等の支援				
151	周産期母子医療体制の整備	周産期医療は、妊娠合併症や分娩時の新生児仮死への対応等緊急性の高いものも多く、迅速に適切な医療を行うことが母・児の生命や治療後の経過を左右するため、出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>周産期母子医療センターの運営費補助等 24施設 NICU (新生児集中治療管理室) 264床</li> <li>母体救命対応の総合周産期母子医療センターの運営 4施設</li> <li>搬送コーディネーターの配置</li> <li>周産期連携病院NICU運営費補助 4施設 NICU 21床</li> </ul>	福祉保健局	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>周産期医療施設等の整備 3施設</li> <li>施設整備 15施設</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>周産期連携病院等の整備 10施設</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>周産期医療ネットワークグループの構築</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>周産期医療協議会の開催 16回 (協議会4回、部会7回、連絡会5回)</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅移行支援病床の運営 2施設</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩新生児連携病院 3施設</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>周産期連携病院 (休日・全夜間診療事業) 15施設</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>産科医等確保支援事業</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>産科医等育成支援事業</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>新生児医療担当医 (新生児科医) 確保事業</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>新生児救命研修</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>その他(周産期医療情報ネットワーク、周産期医療関係者研修、周産期医療調査事業等)</li> </ul>		
152	小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急医療に要する費用の補助や、全都における小児の二次救急医療体制を確保するほか、より専門性の高い小児三次救急医療体制を確保するためのネットワークを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児初期救急運営費補助 平日夜間診療 53地区</li> <li>小児初期救急医療施設等整備 施設整備 1施設 設備整備 1施設</li> <li>休日・全夜間診療 (小児) 全都60施設 72床/日 (うちトリアージナース配置 4施設)</li> <li>休日・全夜間参画医療機関施設整備費等補助 (小児) 設備整備 2施設</li> </ul>	福祉保健局	

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日・全夜間診療事業（小児）参画等支援事業</li> <li>・小児救急医師確保緊急事業</li> <li>・子ども救命センターの運営 4施設</li> <li>・小児医療ネットワークモデル事業</li> <li>・小児医療協議会（協議会3回、講演会1回）</li> </ul>		
153	母子保健医療に関する相談事業	<p>電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）</p> <p>母子の健全な育成を図り、また、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、都民を対象として母と子の健康や育児に関する不安や悩みについて、保健師や助産師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。</p> <p>SIDS電話相談</p> <p>SIDS（乳幼児突然死症候群）をはじめ、病氣、事故、死産などで子供を亡くした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。</p> <p>TOKYO子育て情報サービス</p> <p>妊娠、子育て及び子供の事故防止等に関する情報を365日24時間、電話（音声自動応答システム）とチャットにより提供します。</p> <p>東京都子ども医療ガイド</p> <p>育児経験の少ない親などを対象に、子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどをホームページで、動くチャットと音声による会話方式の親しみやすい形で情報提供します。</p>	<p>相談日時：</p> <p>月曜日から金曜日 午後5時から午後10時まで</p> <p>土日・祝日・年末年始 午前9時から午後5時まで</p> <p>相談日時：毎週金曜日（休日及び年末年始は除く）</p> <p>午前10時から午後4時まで</p> <p>子育てベビーガイド 101項目</p> <p>子供の事故防止・応急手当ガイド 100項目</p> <p>東京都からのお知らせ 21項目</p> <p>インターネットによる情報提供</p>	福祉保健局	
154	医療費の助成等	<p>妊娠高血圧症候群等医療費の助成</p> <p>妊娠中の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊婦高血圧症候群等に罹患している妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行います。</p> <p>入院助産</p> <p>保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けられない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行います。</p>	<p>延べ44人（区部、八王子市及び町田市を除く）</p> <p>認定者数 749人</p>	福祉保健局	



平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
155	不妊治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用を助成し、次世代育成支援の一助とします。	延べ12,230人		福祉保健局
<b>イ. 各年代に応じた健康支援及び性教育</b>					
156	生涯を通じた女性の健康支援	女性の健康支援のための知識の普及と心身の健康に関する相談指導や不妊に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行います。	女性のための健康ホットライン 不妊ホットライン 相談指導（相談指導員養成）	通年 通年	福祉保健局
157	女性のがん対策強化事業	乳がんに関する普及啓発に加えて、現在、区市町村が実施している乳がん等5つのがん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見に結びつけるため、がん予防やがん検診に関する知識の普及を図ります。	普及啓発（ポスター・ライオアトプ等）		福祉保健局
158	女性専用外来の設置	女性特有の身体症状（疾患）やストレスなどによる心身の変調などを対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する。」専門外来を実施します。	原則として電話による予約制で、一人あたりの診療時間は30分程度 都立病院（3か所） ・大塚病院（週3回） ・墨東病院（週3回＋隔週1回） ・多摩総合医療センター（週1回） 東京都保健医療公社（2か所） ・多摩南部地域病院（月3回） ・大久保病院（週1回）		病院経営本部
159	こころの健康づくりの推進	こころにゆとりのある人のある人を増やすため、上手な休養のととり方やストレス対処方法に関する普及啓発を行うとともに、メンタルヘルスの対策が遅れている中小企業における職場での取組を支援します。	モデル事業（区部4か所、多摩地域1か所） 平成22年度事業終了		福祉保健局
160	自殺総合対策東京会議の設置・運営	保健、医療、福祉、労働、教育、警察などの関係機関により、自殺対策の社会的推進のあり方を検討するとともに、相互連携のもと協働して総合的な対策を進めます。	1 協議会、3 分科会		福祉保健局
161	自殺実態調査の実施	東京における自殺の実態について、地域別に把握するなど、調査・分析を行い、自殺対策の推進・評価の基礎とします。	平成20年度事業終了		福祉保健局
162	自殺問題に関する普及啓発	自殺問題の実態や社会的取組の必要性について、都民、企業などの理解の増進と協力を進めるため、関係機関とともに都民的な運動を展開します。	2回/年		福祉保健局
163	「ゲートキーパー」の養成	地域や職場などで、周囲の人の顔色や態度などで自殺のサインを読み取り、専門家を紹介するなど、自殺を未然に防止する役割を担う「ゲートキーパー」を養成します。	300人養成（指導者）		福祉保健局



平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
173	エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士（＝ピア）が一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を保健所と協力しながら実施します。	ピアエデュケーターの養成 15人 ピアエデュケーターの派遣 40回		福祉保健局
174	学校における性教育の改善・充実	各学校における性教育の全体計画及び年間指導計画の工夫や作成について、「性教育の手引き」等を活用し、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、人間尊重の精神に基づいて性教育を適正に行うことができよう支援します。	区市町村教育委員会主催の研修会 学校訪問指導		教育庁
		研修会等を通して、児童・生徒の健康的なライフスタイルの確立を目指す性教育に関する指導方法の工夫・改善を行うことができるよう教員の授業力の向上を図ります。	学校訪問指導		
		区市町村教育委員会と連携し、公立学校における適正な性教育の実施及びその定着を図ります。	・体育・健康教育担当指導主事連絡協議会 ・学校訪問指導		
175	薬物対策の推進	覚せい剤等の薬物が女性をターゲットとして「ヤセ薬」、「ダイエット効果」と称されて密売され、女性の健康がおびやかされていることから、薬物の根絶と啓発に努めます。	通常業務を通して実施		警視庁

平成23年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成23年度予定		所管局
			事業規模		
<b>(3) 男女平等参画とメディア</b>					
<b>ア. メディアへの対応</b>					
176	不健全図書類の区分陳列	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激する等、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。	東京都青少年健全育成審議会の開催 (不健全図書類の諮問) 12回 ・不健全図書類の販売状況に関する立入調査 通年		青少年・治安 対策本部
177	インターネット等に関する取組	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。 インターネットやゲームをすることで、家庭内におけるルールづくりを支援することで、親子のコミュニケーションをより一層、緊密にするると同時に有害情報から子どもを守ります。 ・ ネット環境浄化のために、ハイクラス犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進します。 ・ サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法・有害情報を収集し、対策と取締りを推進します。	条例の内容について普及啓発の促進を図り、フィルタリングに 関する手続きについて、事業者及び保護者の責務を徹底させ る。 ファミリールール講座の実施 通年 出前講演会の実施 通年 eメディアリーダー養成講座の開催 通年 eメディアリーダー養成講座の開催 通年		青少年・治安 対策本部
178	インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	・ ネット環境浄化のために、ハイクラス犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進します。 ・ サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法・有害情報を収集し、対策と取締りを推進します。	通常業務を通して実施		警視庁
179	情報モラル教育の充実	教職員研修センター等において教員研修を実施し、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	1 初任者研修 725名 年1回開催 2 専門性向上研修 500名 年2回開催 ・ 情報教育Ⅱ 3 インターネット等の適正な利用に関する指導資料の作成・配布 (都内公立学校の小学校5、6年生全員、中学校1年生全員ほかにかに配布 約20万部) 4 児童、生徒、教員、保護者用啓発DVDの作成と配布 (都内すべての公立小中高等学校) 5 ネットケータイ安全フォーラムの実施 (1回)		教育庁
180	庁内広報誌作成のポイント	男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内に周知します。	ポスター等作成時の留意事項について周知		生活文化局